



永田クラブ、経済研究会へ資料配布

平成 22 年 12 月 14 日
内閣府沖縄振興局

与那国町における地域貢献・交流事業に係る補助金の交付決定の取消し及び補助金返還命令について

1. 概要

内閣府沖縄振興局は、平成 22 年 12 月 14 日付けで沖縄県に対し、平成 17 年度から 19 年度までの 3 年間で与那国町へ沖縄県を通じて交付した「地域貢献・交流による体験滞在交流促進事業費補助金」の交付決定の取消しを行うとともに、補助金の返還を命じたのでお知らせします。

2. 処分内容

内閣府沖縄振興局は、沖縄県に対して平成 17 年 7 月 21 日、平成 18 年 9 月 27 日及び平成 19 年 8 月 7 日付けで交付決定の通知を行った「地域貢献・交流による体験滞在交流促進事業費補助金」の交付決定額 18,412 千円について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 17 条第 2 項の規定により、当該交付決定額の全額を取り消すとともに、同法第 18 条第 1 項の規定により、この補助金を平成 23 年 1 月 2 日までに返還することを命じた。

3. 処分理由

当該補助事業において、補助金の他の用途への使用を行うとともに、年度内に執行が完了していないにもかかわらず、完了したとする虚偽の実績報告をしていた他、補助事業の実施が明確に確認できない事案があることが判明したため。

【問い合わせ先】

内閣府沖縄振興局参事官（特定事業担当）室
担当：山谷、佐藤

TEL：03-3581-1366（直通）

FAX：03-3581-1683

【参考】

「地域貢献・交流による体験滞在交流促進事業」（内閣府）

＜事業期間＞平成 17～19 年度

＜事業概要＞

以下の事業を実施する沖縄県内の市町村に対し、県を通じ助成。

- ・ 地域外の住民と、地域住民が一体となって地域の自然や文化の保全・創造など、ボランティア的な活動、交流活動を行う場や機会の提供。
- ・ 住民とともに地域の活性化を担うサポーターの獲得、実施体制の整備。

＜補助率＞国 8/10（沖縄県に対する補助）

＜実施市町村＞ 座間味村、渡嘉敷村、与那国町、宮古島市（旧平良市）、石垣市

与那国町は、上記事業を活用し、以下の事業を実施。

「ヨナグニ・サポーター支援事業」

＜事業期間＞平成 17～19 年度

＜事業内容＞

- ・ 貢献ボランティア・・・キビ刈り、海浜清掃 等
- ・ 交流体験・・・黒糖づくり体験、与那国花織体験、海底遺跡巡り 等

＜事業費＞23,016 千円（うち国庫補助 18,412 千円）